

建築物省エネ法認定申請手数料（令和7年4月1日以降）

1. 認定申請手数料

	建物種別 (計算方法)		延べ床面積(㎡)		適合証添付あり	適合証添付なし
単棟	非住宅	標準入力法 主要室入力法	300未満		10,000	224,000
			300以上1,000未満		16,000	276,000
			1,000以上2,000未満		26,000	357,000
			2,000以上5,000未満		78,000	509,000
			5,000以上10,000未満		124,000	627,000
			10,000以上25,000未満		153,000	729,000
			25,000以上		192,000	831,000
		モデル建物法	300未満		10,000	86,000
			300以上1,000未満		16,000	108,000
			1,000以上2,000未満		26,000	142,000
			2,000以上5,000未満		78,000	229,000
			5,000以上10,000未満		124,000	299,000
			10,000以上25,000未満		153,000	353,000
			25,000以上		192,000	415,000
	住宅	性能基準	戸建	200未満	5,000	34,000
				200以上	5,000	37,000
			共同	300未満	10,000	67,000
				300以上2,000未満	20,000	114,000
				2000以上5,000未満	45,000	193,000
				5,000以上	77,000	268,000
		仕様・計算併用法基準	戸建	200未満	5,000	25,000
				200以上	5,000	28,000
			共同	300未満	10,000	50,000
				300以上2,000未満	20,000	85,000
				2000以上5,000未満	45,000	147,000
				5,000以上	77,000	208,000
		仕様基準	戸建	200未満	5,000	18,000
				200以上	5,000	19,000
			共同	300未満	10,000	32,000
				300以上2,000未満	20,000	56,000
				2000以上5,000未満	45,000	102,000
				5,000以上	77,000	149,000
		複合建築物		住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額		
複数棟	建築物1棟ごとに上記の区分に応じて手数料を算出し、それぞれ合算した額					

注1：共同住宅について、共用部分を計算しない場合は共用部分の床面積を除いた床面積の合計。

注2：変更認定申請における手数料算定について
変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「変更床面積」という。）の区分に応じた額とする。

注3：複数棟の変更認定申請における手数料算定について
変更する建築物については変更床面積の区分に応じた額、追加する建築物についてはその床面積の区分に応じ1棟ごとに手数料を算出し、それぞれ合算した額とする。